

国立研究開発法人国立がん研究センターに設置する「合議制の機関」に関する規程内容
(修正案)

(目的)

第1条 この規程は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）に委任された厚生労働大臣の権限及び事務に関し、法第15条第1項の規定による匿名化を行おうとするとき、法第17条第1項の規定による特定匿名化情報の提供を行おうとするとき、及び法第21条第4項の規定による匿名化若しくは提供又は同条第5項の規定による匿名化を行おうとするときに、法第23条第2項の規定により読み替えて適用する第15条第2項の合議制の機関として、センターに委員会を設置し、その組織及び運営に際し、必要な事項を規定するものである。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(委員会の設置)

第3条 センターに委員会を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる審議を行うとともに、センターに対して必要な意見を述べるものとする。

- 一 法第15条第1項の規定による匿名化を行おうとするときの同条第2項の規定に基づく審議
- 二 法第17条第1項の規定により、特定匿名化情報を同項第1号から第3号までに掲げる者に提供を行おうとするときの同条第2項の規定に基づく審議
- 三 法第21条第4項の規定による匿名化若しくは提供又は同条第5項の規定による匿名化を行おうとするときの同条第7項の規定に基づく審議

四 その他委員会で審議すべき事項

(組織)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者から組織する。また、次の一～五の各号に掲げる者はそれぞれ一名以上含まれるものとし、かつ、委員の半数以上は法第15条第2項の審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの委員その他の構成員をもって組織する。

- 一 がんに関する学識経験のある者
 - 二 がん医療等に関する学識経験のある者
 - 三 がんの予防に関する学識経験のある者
 - 四 個人情報の保護に関する学識経験のある者
 - 五 がん患者及びその家族又は遺族を代表する者
 - 六 その他、委員長が認める者
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出するものとする。

(委員の留意事項)

- 第6条 委員は、自ら又は自らが所属する機関（例えば所属する機関が大学の場合には所属する学部、研究学科及び研究室等を含む。）に関する審議等に参加することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合にあっては、当該委員は、前項に規定する審議等に参加することができる。
- 3 委員は、任期中及び任期終了後において、委員として知りえた情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。

(任務)

- 第7条 委員長は、委員会を統括するとともに、委員会の座長となり委員会の付議事項及びその他必要な検討事項を処理する。
- 2 副委員長は、委員長に事故があるときはこれを代理する。

(任期)

- 第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じた場合は、第4条の定めるところにより、速やかにこれを補充する。この場合の委員の任期は、次期委員の選任期日までとする。

(会議)

- 第9条 委員会は、申出状況を考慮した上で、定期的を開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。
- 一 緊急性のある審議事項が発生したとき
 - 二 その他委員長が必要と認めたとき
- 2 委員会は、委員長の判断により、持ち回りによる審議形態をとることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(会議等の非公開)

- 第 10 条 委員会の会議及び会議資料は、知的財産権及び個人情報の保護等の観点から、議事を原則非公開とする。ただし、委員長が必要と判断した場合には、委員会を公開することができる。
- 2 ただし、委員長が、会議及び会議資料を公開することに支障がないと認める場合は、これを公開することができる。
- 3 委員長は、前項の規定に基づき会議を公開する場合において、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第 11 条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となった事項
- 2 議事録は、知的財産権及び個人情報の保護等の観点から、原則として非公表とし、議事録はその要旨を公表するものとする。ただし、委員長は、議事録を公表することに支障がないと認める場合は、これを公表することができる。

(委員会の庶務)

- 第 12 条 委員会の事務局は、[国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター](#)
[一全国がん登録分析室](#)におき、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
- 一 委員会の招集及び付議に関すること
- 二 委員会に必要な資料の準備及び配付に関すること
- 三 委員会の議事要旨の作成、周知及び保管に関すること
- 四 その他委員会の円滑な運営に必要な事項
- 2 議事要旨及び重要事項の記録は、これを 10 年間保存するものとする。

(委任事務の処理の状況の報告)

- 第 13 条 事務局は、第 8 条に規定する委員会を開催する場合は、厚生労働省の全国がん登録所管部署に事前に報告するものとする。
- 2 事務局は、前項の規定により報告した委員会について、厚生労働省の全国がん登録所管部署にその結果を報告するものとする。

(その他の事項)

- 第 14 条 法令及びこの規程に定める事項以外で、委員会の運営に必要な事項については、委員会でこれを定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。